随 意 契 約 理 由

令和8年(2026 年)10月1日

契約担当課名	行政総務課
発注担当課名	行政総務課
契約名称	軽貨物車 7 台の月額賃貸借
契約内容	軽貨物車両（7 台）の再リース
契約締結日 及び契約期間	令和 8 年 5 月 31 日 令和 8 年 5 月 31 日から令和 10 年 5 月 30 日
契約の相手方 （所在地・名称）	株式会社レックスリース
契約金額	2,550,240 円
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項　第 2 号に該当） 対象となる車両（7 台）は、これまで 7 年間、継続して賃借（リース）しており、賃貸借契約が、令和８年５月３０日に終了する。 現行車両はいずれも、稼働状況は良好で、これまでの車両整備及び法定点検整備等の結果も問題なく、今後も継続して、円滑かつ適切な稼働が確保できる見込みである。また、一般的に、再リースは新規リースと比べ、リース料の節減を図ることができる。現行の契約事業者から見積書を徴取したところ、再リース料は現行のリース料より、半導体等部品及び石油価格の高騰で増額ですが、新規リース料より低額となっている。 以上をふまえ、引き続き、これらの車両を使用することが適切であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、現行の契約事業者との間で、現行車両の賃貸借契約を締結するもの。